

# 会務月報 第437号

発行 一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会

## ■第131回 建築士事務所協会全国会長会議議事概要

1. 日 時 令和元年6月26日(水)  
13:00~15:05
2. 場 所 銀座東武ホテル 3階 龍田
3. 会議の構成者数及び出席者数  
構成者数 単位会会長46名  
出席者数 単位会会長45名  
(内、委任状提出：  
山梨会・表決委任を受けた者の氏名 奥村一利、  
沖縄会・表決委任を受けた者の氏名 仲元典允)
4. 出席者の氏名  
正会員  
北海道会・庄司雅美 青森会・加藤 彰  
岩手会・新沼義雄 宮城会・高橋清秋  
秋田会・村田良太 山形会・藤原 薫  
福島会・渡邊 武 茨城会・舟幡 健  
栃木会・佐々木宏幸 群馬会・栗原信幸  
埼玉会・栗田政明 千葉会・金子康男  
東京会・児玉耕二 神奈川会・白井 勇  
新潟会・坂本忠志 長野会・小河節郎  
山梨会・藤田義治 富山会・堂田重明  
石川会・西川英治 福井会・木下賀之  
静岡会・井上 泉 愛知会・松岡由紀夫  
三重会・相原清安 滋賀会・井島 均  
京都会・上野浩也 大阪会・戸田和孝  
兵庫会・柏本 保 奈良会・福本保治

- 和歌山会・尾添信行 鳥取会・霜村将博
- 島根会・矢野敏明 岡山会・丸川眞太郎
- 広島会・衣笠准一 山口会・伊藤光洋
- 徳島会・松村史朗 香川会・中村賢治
- 愛媛会・濱本泰久 高知会・西森敬祐
- 福岡会・岩本茂美 佐賀会・平野直人
- 長崎会・三好定和 熊本会・南 孝雄
- 宮崎会・福澤幸雄 鹿児島会・古川 稔
- 沖縄会・野原 勉

日事連名誉会長 三栖邦博

日事連役員

専務理事 居谷献弥

理 事 秋野卓生、井上勝徳、佐野吉彦、田辺正義、  
八島英孝

事務局

前田敏明事務局長、鈴木雅之広報企画担当課長、  
千浜民子業務課長、伊東眞理総務課長

5. 欠席者の氏名

正会員 大分会 仲摩和雄

6. 挨拶

佐々木宏幸会長より、以下の趣旨の挨拶があった。

- ・日事連に設置されている青年ワーキンググループ(WG)では、次世代継承問題について議論を行っているところである。次世代に繋がる青年世代の組織活動を活発化するためにも、単位会における青年部会設置も重要であり、まだ設置されていない単位会においても前向きに検討いただきたい。
- ・賠償責任保険及び建築士事務所企業年金基金に加入していない会員事務所が多く、是非とも単位会等で会員に周知してもらいたい。

7. 単位会新会長紹介

司会者より、前回平成30年12月5日の全国会長会議以降の単位会会長の異動について、以下の新会長紹介があった。

奈良会・福本保治、岡山会・丸川眞太郎

## 8. 議長・副議長の選任

司会者より、議長及び副議長の選任について諮ったところ、議長に堂田重明富山会会長が、副議長に岩本茂美福岡会会長が選任された。

## 9. 議事録署名人の選任

議長より、議事録署名人の選任について諮ったところ、議長に一任され、堂田重明議長、佐々木宏幸栃木会会長及び新沼義雄岩手会会長を議事録署名人に選任した。

## 10. 協議事項

### 1) 第67回定時総会議案について

#### ①平成30年度事業報告について

居谷献弥専務理事及び各常置委員会委員長より、第67回定時総会議案書に基づき、平成30年度事業報告案の説明がなされた。

#### ②公益目的支出計画実施完了報告について

居谷献弥専務理事より、第67回定時総会議案書に基づき、公益目的支出計画実施完了の報告について説明がなされた。

#### ③平成30年度決算について

居谷献弥専務理事より、第67回定時総会議案書に基づき、第1号議案に該当する一般会計及び適合証明業務登録機関特別会計の各項目内容について説明がなされた。

#### ④補欠の理事の選任について

居谷専務理事より、総会の第2号議案に該当する補欠の理事の選任について次のとおり説明がなされた。

3名の任期途中の辞任により、補欠の理事の選任を行う。役員候補者3名については、総会時に提案する。

### 2) ブロック協議会提案事項

#### ①告示第98号（業務報酬基準）に関わる事項について

佐々木宏幸会長より、多くのブロック協議会から出された告示第98号の見直し、追加的業務の適切な反映及び新告示の国庫補助説明会に対する見解について発言がなされ、次のとおり質疑等がなされた。

（主な意見）

【鹿児島会 古川会長】

中小規模の業務量の大幅な引き下げは重要な事項なのに、なぜ意見が出されないのか。県へ申し出ると必ず連合会の対応はどうかと聞かれる。グラフ化を8月までに早急に対応して欲しい。

→（佐々木会長）8月までに対応したい。

【埼玉会 栗田会長】

JAAF-MS Tの事例収集ではなく、新たに告示98号を検討する委員会等を設置し、検討内容を国へ申し入れる仕組み作りをして欲しい。日本建築士会連合会に比べ、日事連は対応が遅いのではないかと。

→（佐々木会長）新たな委員会等を設置するのではなく、業務報酬基準WGで検討対応したい。

【神奈川会 白井会長】

業務報酬の件については、関東甲信越ブロックとしても強く要望する。

【静岡会 井上会長】

静岡会では、県へ申し出ても必ず国交省の対応はどうかと言われる。例えば国交省へどのように申し出れば改正してもらえるのか。会長より名言してほしい。

→（佐々木会長）3年おきの見直しは物理的に困難である。

内容に関しては15号と98号は変わらない。早く要望するなら業務量のみ数字のアンケートを求めたい。業務量のみ大きく変化していく。BIMが導入されていく中、数字の改訂を頻繁に行ってもらいたい。

【長崎会 三好会長】

告示の一番の問題は、どのランクの技師を採用しているかである。かなり高齢のベテランが行っているのではないかと。事務所協会の会員は高齢化してきており、実態は技師Cではなく、Bなのではないかと。

#### ②今後の全国大会のあり方について

中四国ブロック協議会会長である鳥取会霜村会長より提案趣旨説明後、次のとおり質疑等がなされた。

【鳥取会 霜村会長】

全国大会は式典と懇親会のみで開催が良いのか、参加費は  
主管会で決定して良いのか。

→ (居谷専務) 建築賞等の表彰は必ず実施するが、講演  
会等それ以外の枠は決まっていない。開催  
地の特色が出れば良いのでは。

(佐々木会長) イベント会社に委託をしなければ経費  
を削減できる。運営事項等をマニュアル  
化にすれば対応出来るのではないのか。

【鳥取会 霜村会長】

2会合同開催としても良いか。日事連の負担金と大会参  
加費収入のみで実施したい。

【佐野理事】

地方で開催することで事務所協会をアピールが出来る  
との要望等もあり、福島以降はブロック一巡で開催するブ  
ロック内のどこかで開催することとなった。2会合同開催につ  
いては、ブロックで理由を説明出来れば良いのではないのか。ま  
た、表彰は必ずしも全国大会とは限らない。

【福井会 木下会長】

福井会では青年話創会の開催は大会式典の前日ではなく、  
大会式典当日の午前中に実施したらどうかという意見が出  
ているが、地方によっては午前中に開催は難しいかと思われ  
る。

【鳥取会 霜村会長】

青年話創会と全国大会の式典等は切り離してやると思っ  
ていた。青年話創会も実施するとなると話は別である。

→ (佐々木会長) 福島大会では青年話創会を前日に開催す  
る予定としているが、今後の開催につ  
いては、未定であり、常任理事会でも結論  
が出ていない。今後、総務・財務委員  
会で検討していきたい。

③日事連会費及び会誌「日事連」の発行方法等の見直しにつ  
いて

九州・沖縄ブロック協議会会長である鹿児島会古川会長よ

り提案趣旨説明後、次のとおり質疑等がなされた。

【鹿児島会 古川会長】

単位会の会誌送料負担が減るよう、発行回数を減らすこと  
や電子化・メール配信等にできないか。

【兵庫会 柏原会長】

単位会の支出のうち、日事連へ納める会費の比率が高い。  
また会員への会誌送料が負担である。

→ (佐々木会長) 多くのブロックから意見が出ているの  
で今後検討していきたい。

【千葉会 金子会長】

事務所移転等積立預金等財産にゆとりがある。単位会の  
負担が軽減できるように考えてほしい。

事務局の人件費の決め方などが分からない。

日事連のホームページが充実すれば必ずしも会員が増え  
ることに繋がるとは思っていないが、単位会が最新の情報を  
リンク出来るよう、ホームページの改善等検討して欲しい。

→ (佐々木会長) 今後、単位会の財政アンケートを行い、  
分析を行う予定である。

④その他

その他、次の意見等が出された。

【神奈川会 白井会長】

日事連の理事数、枠について検討してほしい。

→ (佐々木会長) 検討を開始した。北海道東北ブロックか  
ら要望が出されたところである。

【京都会 上野会長】

日事連会長の選任は定款どおりに行われているか。実際は  
総会前に会長が決定されてしまっている。所属ブロック内で  
日事連会長に複数が立候補した場合、所属ブロックから推薦  
を受けることが出来なかった者は次に進むことができない。  
総務・財務委員会で検討してほしい。

<配付資料>

第67回定時総会議案書

理事候補者一覧

## ■第47回 建賠保険等調査専門委員会 議事概要

日 時 令和元年6月10日(月)

15:00～17:00

場 所 日事連会議室

出席者 委員長 白井 勇

委 員 加藤義道、鳴海義一、古谷雄一

オブザーバー 辻 哲朗、中川孝昭

(日事連サービス)

野口紘一、高橋将文、長谷尚人

(東京海上日動)

欠 席 者 副委員長 栗田政明、

オブザーバー 伊藤剛(日事連サービス)

事務局 居谷専務理事、前田、千浜、岡本、吉田

<配付資料>

第46回建賠保険等調査専門委員会議事概要

- ・資料1-1 建賠保険の加入状況について
- ・資料1-2 日事連・建築士事務所賠償責任保険 2019年度加入分析(会員)
- ・資料1-3 インспекション賠償責任保険加入状況
- ・資料2 建賠保険の支払事例について
- ・資料3 一般社団法人日本建築士事務所協会連合会 建賠保険2020改定に向けて
- ・資料4-1 平成29年6月作成 建賠保険事故事例集
- ・資料4-2 建賠保険支払事例 パンフレット該当ページ
- ・資料4-3 建賠保険支払事例 日事連サービスHP該当ページ

<議 事>

### 議題1. 建賠保険の加入・支払い等の状況について

(1) 建賠保険の加入の状況について

○資料1-1～1-3により、日事連サービス・辻氏から平成31年2月～令和元年5月末の建賠保険の加入状況、2019年度の会員加入者の分析結果、インспекション賠償責任保険の加入状況について報告がなされた。主な内容は以下の通り。

【加入数について】

・建賠保険の3月末の会員加入者は4,306件、4月末の加入者は4,324件であるが4月末はまた継続しない事務所等が反映されていない。5月末は4,196件であり、引き落としができない、継続しない事務所等が反映された加入数となっている。加入率については29%であり大筋では変わらない。

・128件の解約は例年に比べて増えている傾向がある。廃業や設計業務を行わなくなった等の理由が考えられるが、来年以降は解約となった理由についても把握していく必要があると考えている。

【加入者分析について】

・資料1-2は5月末時点での加入者の傾向分析。WEB申し込みが全体の57%でありWEB化のニーズがあったことを証している。加入者証等もWEBから出せるなどの利便性もある。またWEB化でチェック項目を設けたことにより加入者の傾向も分析できるようになった。

・専業と兼業の比率は専業82.4%、兼業17.6%であり思ったより専業が多い傾向がある。

・基本補償では最低保険料(3万円)の事務所が55.2%、3～10万円が30.4パーセントであり、約85%を占めている。

・オプション特約の加入状況については、WEBでの申込みで加入率が高い傾向がある。また一定の規模を超えた事務所の加入率が高い傾向にある。

【インспекション賠償責任保険】

・5月末の加入数は27件。週に1、2件の問い合わせがある。

【その他】

・弁護士相談サービスについては3件の申込みがあった。

・新たなツールとして簡易版のチラシを作成した。新規の加入者を増やすために作成。単位会に配付して会報送付時や講習会等の機会に利用してもらう予定。

○資料2により、東京海上日動・野口氏から平成31年2月～平成31年4月末の支払い事例4件について、報告がなされた。概要は以下の通り。

No. 1366・・・プラントの設計において受電状況が頻繁に変

動することによるトラブル

No. 1377・・・バルコニーからの室内及び階下への漏水事故

No. 1492・・・空調設備（エアコン）の機能不発揮事故

No. 1156・・・石窯ダクト加熱により火災発生

○以下、質疑応答内容

【No. 1366】

- ・ミスはミスであるが何をもってミスとするのか。  
→設計の与条件の調査は標準業務。この場合は電力会社に相談しなければならなかった。
- プラントの設備を建築設備の対象と見なしたことの可否の判断を記載しておいた方が事例の蓄積になるのではないか。

【No. 1377】

- ・住宅瑕疵担保責任保険の対象となるのではないか。  
→屋根裏から浸入。外からだからだめということであった。  
→住宅瑕疵担保責任保険ではないかということはいえるが保険の請求は拒めない。  
→住宅瑕疵担保責任保険はすべて建築主に支払われる。設計者から見たらその方がよい。  
→住宅瑕疵担保責任保険の調査では排水口の勾配を調べている。  
→瑕疵保険の対象ではないかということはルーティンのように必ず確認してから保険金を支払うようにしてほしい。

【No. 1156】

- ・火災保険が出るのではないか。それとの兼ね合いは？  
→火災保険が先に出た場合には設計者は保険会社から求償される。先に賠償した場合には火災保険は差分が支払われる。
- ・兼業事務所だから請求が来たのではないか。施工する側はわかるのでは。
- ・技術力の評価は何らかの形で必要ではないか。
- ・兼業事務所の場合の何らかのルールは必要なのではないか。

【総括】

- ・住宅瑕疵担保責任保険の対象ではないかということをルーティンとして確認すべき。
- ・兼業事務所の場合には施工者を守るための保険にならないよう何らかのルールが必要。

## 議題2. 一般社団法人日本建築士事務所協会連合会 建賠保険 2020改定に向けて

○資料3により、建賠保険2020改定に向けての方針が、東京海上日動・長谷氏から説明された。主な内容は以下の通り。

- ・廃業への対応
  - ①現行の被保険者の範囲を修正。所属建築士も対象に含められるかを検討。
  - ②廃業後5年を限度としているがその延長ができないかを検討
  - ③廃業していない事務所に所属中の建築士個人を被保険者として追加できないか検討。
- ・建築設備機能担保特約条項の対象範囲拡大の検討
  - ①消防設備、エレベーター・エスカレーター、安全装置などの対象化を検討。
- ・スケジュール  
10月には内容を委員会で承認。

○以下、質疑応答内容

- ・不法行為責任は契約がなくても責任を問われる。
- ・個人も対象とすると保険の実務の面で煩雑になる可能性がある。
- ・事務所をやめて他の事務所に移った場合も考えた方がいい。
- ・事務所が合併した場合はどうなるのか。  
→会社法上は引き継げる。
- ・士会、JIAの保険との齟齬もなるべく解消されるよう留意してほしい。
- ・廃業していない事務所の建築士も対象とした場合には、これまでの事務所単位で加入する建賠保険のスキームとはちがってしまうのでは。  
→まずは廃業の場合を優先して検討していく予定である。
- ・エレベーター、エスカレーターの場合の機能不発揮はどのような

ことになるのか。エレベーターのスペースが足りなかったので、やり直し等があれば保険金額がかなり大きくなってしまわないか。

→ストレッチャーが入らなかったなどが機能不発揮と考えられるかもしれない。

→設備の機能不発揮の場合の限度額は、現行の500万円から変えるつもりはないので500万円が限度となる。消防設備の場合でシャッター、スプリンクラーがついていなかった場合は、法令基準未達となる。ついてはけれども作動しなかった等は、メーカーの責任とも考えられる。どのような状況を機能不発揮とするかは今後研究したい。

### 議題3. 建賠保険の加入促進を図るPR方法について

○資料4-1～4-3により建賠保険がどのような形で事故事例を公開しているかについて事務局より説明された。おもな内容は以下の通り。

- ・資料4-1は平成29年にまとめた事故事例集。HPに掲載されている。資料4-2は、建賠パンフレットに記載された事故事例、資料4-3はHPに掲載されている事故事例。

○以下、質疑応答内容

- ・ある単位会会長との話の中で建賠は保険金が出ないのですめられない等の話があり、中身がまだ浸透していないと感じた。
- ・資料4-1はかなり時間をかけてまとめた。事故原因、保障内容と支払い保険金、配慮すべきポイントなどまとめ方を整理したことで各事例の比較ができるようにした。新しいものを追加することもできる。
- ・会誌でもショートショートで支払い事例を紹介している。
- ・単位会に日事連サービスに依頼すれば説明に来てくれることなどをアピールすることも考えられる。
- ・各単位会でのメーリングリスト等で周知する方法も考えられないか。

○今後の委員会開催日程について

【次回委員会】第48回委員会

8月22日(木) 13:30～15:30

### ■会誌編集専門委員会 議事概要 (Web会議)

日時 令和元年7月16日(火)

14:00～16:00

場所 所属単位会事務局等

(千葉会、岡山会、熊本会の委員等)

日事連会議室

(東京会・神奈川会・静岡会の委員等、ジェイクリエイト、事務局)

出席者 委員長 小泉厚

副委員長 丸川真太郎

委員 宇塚幸生、鈴鹿美徳、須田正美、渋谷美樹

広報・渉外委員長 南孝雄

オブザーバー 株ジェイクリエイト - 城市奈那

欠席者 委員 三谷滋伸

事務局 居谷専務理事、前田、三浦、安藤

<配布資料>

資料1: 8月号台割

資料2: 9月号・10月号・11月号台割

資料3: 特集提案(ジェイクリエイト)

参考: 令和元年・平成30年度年間台割表

議事

1. 前回委員会以降発行の会誌(6・7月号)の掲載内容についての意見交換

<6月号>

○特集について

【特集1】万博の歩み 過去から未来へ

- ・一般の人が読んでも面白い内容であった。
- ・1970年の大阪万博から2025年の日本国際博覧会までの話があると良かった。
- ・日本国際博覧会の基本構想やイメージ図の作成者に関する情報が欲しかった。

## 【特集2】第43回建築士事務所全国大会（福島大会）

- ・「福島の見どころ」が見やすくまとまっており、全国大会に行く際の参考になった。／伝統的な建築物だけではなく、近代建築の紹介もあると面白かったのではないかな。
- ・エキスカッションで、滅多に入ることができない福島第一原子力発電所の視察があるので、後日記事にして紹介して欲しい。

### ○その他連載記事等について

- ・「住宅・省エネレポート」は、工事費の概算を掲載すると参考になるのではないかな。／エアコンをどの程度使用しているのか、具体的な情報があるとわかりやすいのではないかな。
- ・「美術館・博物館巡り」は、外観写真だけではなく、内観写真もあると良かった。

### <7月号>

#### ○特集について

- ・会員寄稿の依頼文をできる限り早く単位会に送信して欲しい。

#### ○その他連載記事等について

- ・「景観・まちづくり地域探訪」「訪ねてみたい街ガイド」が特集と関連しており良かった。
- ・新連載として災害対策特別委員会による「建築士事務所の災害対策」が開始されたが、災害時における日事連や単位会の行動指針について、ガイドラインを早く作成して欲しい。
- ・「BIMで変わる、BIMで変える」は、具体的な事例が紹介されており参考になった。

## 2. 8月号の編集作業状況報告

ジェイクリエイトおよび事務局から、間もなく発行される8月号の編集内容について以下のとおり説明がなされ、確認した。（資料1）

- ・特集は「建築装飾の魅力」

建築装飾の成り立ちや、現代の使い方を紹介する。（写真を多く掲載）

- ・表紙は「イオンモール出雲店」
- ・連載として、福島会会員による「訪ねてみたい街ガイド」、神奈川会会員による「景観・まちづくり地域探訪」、東京会会員による「日事連フォーラム」、建築まちづくりNEWSにて国交省より依頼のあった「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律について」、6月25日から全面施行された改正建築基準法について取り上げるほか、JAAF-MST2019の紹介および7月号に引き続き、災害対策特別委員会による鼎談記事（後編）等を掲載する。
- ・8月号より前回委員会にて決定した通り、用紙変更を実施する。（本文を1段薄くする）

## 3. 9月号以降の特集等掲載内容の確認、検討

ジェイクリエイトおよび事務局から説明がなされ、協議した。（資料2）

### ○9月号

#### ◇特集は「現代の祈りの空間」

祈りの空間化にあたっての発想法やプロセス等をインタビュー記事により掲載するほか、光の演出方法をコラム形式（1ページ1事例）で紹介する。

### <意見等>

- ・コラムの候補4事例のうち教会が2件あるため、1件は他の宗教にしたほうがいいのではないかな。  
⇒宗教は幅広いため、建築的な視点から取り上げればいいのではないかな  
⇒4事例の候補を紹介することとした

#### ◇連載として、福島会会員による「訪ねてみたい街ガイド」

（最終回）、埼玉会会員による「景観・まちづくり地域探訪」、東京会会員による「建築士事務所の休日」、BIM3回目（各月掲載）、神奈川会会員による「美術館・博物館巡り（福井市美術館）」、災害対策3回目（本編スタート）等を

掲載するほか、例年掲載している「建築士・建築士事務所の登録数」を掲載予定。

◇表3にLIXILの広告を掲載予定。

○10月号

◇特集は「令和元年度日事連建築賞」

例年通りのページ数にて受賞作品を紹介する。併せて、単体会主催の建築賞・コンクールを紹介する。

◇連載として、鳥取会会員による「景観・まちづくり地域探訪」、大阪会による「大坂の陣」の報告等を掲載予定。

○11月号

◇特集は「タイルのきらめき」

タイルの歴史を解説するほか、タイルの活用例について紹介予定。

<会員寄稿>

- ・タイトルは「私のイチオシ！タイル」（仮）
- ・文章は無しで、写真のみ募集してタイルの写真集のようにする。（建物名、場所、氏名、単体会名を添えて紹介）
- ・自身が設計に携わったタイル建築や、街で見かけて気になったタイル建築、旅先で見かけた思い出に残るタイル建築など、アップ写真も含めて国内外問わず幅広く募集する。

（同一建物でアングル違いの写真は1点のみ掲載、同一建物でもタイルの種類が異なる場合は複数枚掲載可）

- ・原稿料は無し。
- ・写真の掲載枚数により、連載記事でページを調整する。
- ・締切日を8月末とし、次回委員会にて募集状況を確認のうえタイトル等を再度検討する。

◇連載として、「令和元年度日事連建築賞受賞事務所訪問」を開始するほか、埼玉会会員による「建築士の休日」、BIM4回目等を掲載するほか、例年掲載している「建築士事務所の技術者人件費等」を掲載予定。

○12月号

◇特集は「第43回建築士事務所全国大会（福島大会）」

◇連載は次回委員会にて確認することとした。

4. 連載・特集企画等の検討

事務局およびジェイクリエイトから説明がなされ、協議した。

（資料3）

○近代建築の世界遺産

国立西洋美術館が世界遺産に登録されるまでの裏話、ヨドコウ迎賓館の保存活用等を取り上げるほか、世界遺産をマップ形式で紹介する。

<意見等>

・フランク・ロイド・ライトが設計した建物に限らず、遠藤新の作品も含めて紹介してはどうか。

協議の結果、1月号で掲載することとし、遠藤新の作品も含めて紹介することとした。

○1月号の会員寄稿について

例年「新年の初夢」と題して、新年の抱負について会員寄稿を募集している。以前は執筆者を年男・年女に限定していたが、2017年以降は年男・年女に限定せず若手会員を中心に依頼している。以前の委員会にて単体会会長に執筆依頼をしてはどうかとの意見があったため、来年の寄稿依頼について検討して欲しい。

<意見等>

- ・若手会員に執筆してもらったほうがいいのではないかな。
- ・会員個人の抱負ではなく、単体会としての抱負を執筆してもらったほうがいいのではないかな。
- ・年代を設定して座談会をしてもらい、その内容を掲載してはどうか。
- ・テーマを複数提示して、その中から寄稿者が選択して執筆してもらってはどうか。

協議の結果、タイトルを「今年の抱負」として、単体会の青年部会等に向けてテーマを設定して寄稿依頼をすることとした。テーマは次の通り。①環境問題について、②今後の事務所協会について、③災害対策について、④仕事環境について（働き方改革、BIMなど）。依頼案を事務局で作成後、委員へ送付し内容を確認することとした。

## 5. その他

- ・次回日程 9月19日(木) 14:00~16:00  
日事連会議室

### ■法制度対応特別委員会 (Web会議)

日時 令和元年5月21日(火)

10:00~12:00

場所 日事連会議室

(児玉委員長、白井委員、宮原委員、黒木委員、事務局)  
所属単位会事務局  
(栗原委員、西川委員、戸田委員)

出席者 委員長 児玉耕二

委員 栗原信幸、白井勇、宮原浩輔、黒木正郎、  
西川英治、戸田和孝

事務局 居谷専務理事、前田、千浜、伊東、松谷、永井、  
吉田

#### 議事

委員長より、前回の委員会において議論した議題「製図試験の受験要件の見直し等」について、国交省では5年3回の方向で検討しているとの報告があった。

##### (1) 環境配慮法制度のその後について

事務局より、資料1によって、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正について、今後、告示に向けて詳細な内容を検討していくことになるとの説明・報告がなされた。

##### (2) CM方式制度検討会のその後について

事務局より、資料2によって次の説明がなされた。

- ・CM方式については士会連が先行して検討しているが、三会の意見として、意見書のとおり5つの項目について提示しており、今後も三会で意見交換を続けながら要望を出していく予定である。
- ・平成30年度の成果物としてのアウトプットが、活用ガイドライン案として作成された。内容については今後も検討されていく予定である。

委員等より、以下の発言がなされた。

- ・三会と日本コンストラクション・マネジメント協会(CMAJ)との協議の場を設けることが急務と思われる。
- ・進展を見守りながら進めていく。

##### (3) 意匠法対応と動きについて

委員長及び事務局より、資料3によって次の説明がなされた。

- ・平成31年3月26日に日事連として本特別委員会委員長名で特許庁に要望書を提出し、その後、5月に意匠法改正案が成立し、5月17日に公布されたところである。
- ・要望書提出の際は、意匠法に対する考え方のギャップや法改正に伴う懸念事項、建築の世界と捉え方が違うことを伝えた。特許庁担当者には、こちらの要望を聴いてももらい、コミュニケーションを図ったという印象であった。明確な回答はなかったが、今後、建築の専門家による審査を検討するのではないかという感触である。
- ・今後も検討の段階で意見交換したい。

##### (4) 業法に向けた課題について

知識不足、勉強不足を補うためにフリーディスカッション的に勉強していきたいとの委員長の発言に続き、事務局より、資料4によって次の説明がなされた。

- ・昭和37年より、業法の確立を目指して委員会等で議論を進めてきた。業法確立には国交省から士会連、JIA及び日事連の三会でまとめた上で要望するよう指示があった。
- ・団体への加入義務化(強制加入)は極めて高いハードルであり、士法と業法を分離することを三会で了承するのは難しい。
- ・開設者の要件は定められていないが、平成26年度改正士法において管理建築士の権限強化について定められた。

委員等より、以下の発言がなされた。

- ・土法改正の際に三会でまとまって活動した成果は大きい。業法を分離しなくとも、建築士法の中で法律上機能していれば分ける必要はない。
- ・土法の中で団体への強制加入について定めれば、業法として分離させる必要はない。分離させることは難しい。
- ・法律の制定に拘るよりも、実態として、実現できていない項目を実現できるようにするほうがよい。
- ・新しい世代を考慮しても、土法の中で業の確立を求めていくべきと考える。
- ・土法に団体への強制加入が規定されれば、より社会的に認知される内容となるのではないか。
- ・業法の制定に拘りすぎることによって三会の関係を崩してしまう可能性がある。
- ・日事連としての大きな目標を変えることはできないが、未来志向で現実的に解決方法を探っていく必要がある。
- ・今後の課題を整理して、三会で共有できるようにしてほしい。また、三会共同提案から議員立法成立という道ができたので、それを今後も活かしてほしい。
- ・建築士法と体系が類似している法律について勉強するとよい。
- ・法制化等の主な要望事項・提言事項については、現在となつてはあまり必要としない項目等も含まれているため精査が必要である。
- ・建築設備士の役割の問題については、建築士の指導・監督の下に、部分的な業務を建築設備士が行えるという考えでまとまった。
- ・建築設備については、50年前と現在とのあり方は全く違うので、時代に即した考え方が必要とされる。

当該議案については、委員長より、次回委員会で各委員から議論の方向性について意見を出してほしいとの発言がなされた。

#### (5) その他

事務局より、資料5によって次の説明がなされた。  
レオパレス21事案についての再発防止策に係る検討会がこ

れまで2回開催されており、6月末を目処に方向性がまとめられる予定である。レオパレス以外の大手事業者に係る物件についても調査するよう、国交省より指示が出ている。

委員長より、検討会の結論を待って、本委員会における取り扱いについて検討するとの発言がなされた。

次回開催予定

8月29日(木) 10:00~12:00 (Web会議)

#### (配付資料)

資料1:環境関連法制度のその後について (社会資本整備審議会 環境部会)

- ・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正

資料2:CM方式制度 検討会のその後について

資料3:意匠法 対応と動きについて

資料4:業法に向けた課題について

参考1 開設者の責務と管理建築士の役割

参考2 事務所登録と協会加入のあり方について

資料5:その他 設計監理の業務範囲と責任について (レオパレス、大和ハウス問題に関連して)

### ■主な行事予定

令和元年

- |       |                                |
|-------|--------------------------------|
| 8月22日 | 基本問題検討特別委員会<br>建賠保険等調査専門委員会    |
| 29日   | 法制度対応特別委員会 (Web会議)<br>業務報酬基準WG |
| 30日   | 総務・財務委員会 (Web会議)               |
| 9月3日  | 既存住宅状況調査専門委員会                  |
| 4日    | 正副会長会<br>常任理事会                 |
| 12日   | 日事政研役員会<br>理事会                 |
| 13日   | 構造技術専門委員会                      |

令和元年7月末 会員・構成員異動報告等

1. 期 間 令和元年7月1日～7月31日  
 2. 会 員 在 籍 正会員 46団体 構成員 14,698事務所  
 賛助会員 6社

単位会	構成員		建築士事務所登録		賠償責任保険		
	増 減	在籍数(A)	登録数(B)	加入率(A/B)	増 減	加入数(C)	加入率(C/A)
北海道		1,019	4,364	23.4%		266	26.1%
青森		176	941	18.7%		41	23.3%
岩手		265	904	29.3%		67	25.3%
宮城		348	1,973	17.6%		74	21.3%
秋田		145	1,055	13.7%		45	31.0%
山形		182	1,161	15.7%		56	30.8%
福島		237	1,584	15.0%		63	26.6%
茨城		482	1,975	24.4%	+ 1	159	33.0%
栃木		169	1,358	12.4%		80	47.3%
群馬		198	1,698	11.7%		93	47.0%
埼玉		488	4,786	10.2%	+ 2	131	26.8%
千葉	- 1	377	3,409	11.1%		109	28.9%
東京	+ 4	1,602	14,734	10.9%	+ 3	568	35.5%
神奈川	- 2	759	6,036	12.6%		201	26.5%
新潟		309	2,267	13.6%	+ 2	133	43.0%
長野		415	2,104	19.7%	+ 1	113	27.2%
山梨		110	843	13.0%		10	9.1%
富山	+ 1	308	1,198	25.7%		63	20.5%
石川		304	1,287	23.6%		58	19.1%
福井	- 1	222	977	22.7%		53	23.9%
静岡		412	3,104	13.3%		127	30.8%
愛知		551	5,086	10.8%		140	25.4%
三重		191	1,235	15.5%		61	31.9%
滋賀		187	1,149	16.3%		33	17.6%
京都		359	2,061	17.4%		101	28.1%
大阪	- 1	800	6,420	12.5%	+ 2	214	26.8%
兵庫		385	3,551	10.8%	+ 1	105	27.3%
奈良		106	915	11.6%		22	20.8%
和歌山		123	764	16.1%		24	19.5%
鳥取		107	481	22.2%		47	43.9%
島根		116	626	18.5%		60	51.7%
岡山		383	1,477	25.9%		69	18.0%
広島		347	2,327	14.9%	+ 4	138	39.8%
山口	- 1	111	1,048	10.6%		36	32.4%
徳島		108	835	12.9%		14	13.0%
香川		93	1,080	8.6%		16	17.2%
愛媛		174	1,129	15.4%		43	24.7%
高知		136	632	21.5%		26	19.1%
福岡		464	3,689	12.6%		156	33.6%
佐賀		185	584	31.7%		40	21.6%
長崎		251	832	30.2%		40	15.9%
熊本		226	1,400	16.1%		99	43.8%
大分		160	873	18.3%		40	25.0%
宮崎		114	1,071	10.6%		50	43.9%
鹿児島		303	1,233	24.6%		83	27.4%
沖縄		191	1,297	14.7%	+ 1	65	34.0%
計	- 1	14,698	99,553	14.8%	+ 17	4,232	28.8%

※建築士事務所登録数は平成31年4月1日時点の数字である。